

千葉市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

平成8年2月5日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物届)

第2条 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定建築物届（様式第1号）によるものとする。

2 特定建築物届には、省令第1条第3項に定めるもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 建築物の配置図

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し

(3) 建築物の平面図、立面図及び断面図

(4) 空気調和設備の系統及び配置を示した図面

(5) 給排水設備の系統及び配置を示した図面

(6) 建築物環境衛生管理技術者免状及びその写し

(7) その他市長が必要と認める書類及び図面

(特定建築物変更届等)

第3条 法第5条第3項の規定による届出事項に変更があった場合における届出は、特定建築物変更届（様式第2号）によるものとする。

2 特定建築物変更届には、省令第1条第4項に定めるもののほか、前条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該届出事項に変更に係るものを添付しなければならない。

3 法第5条第3項の規定による特定建築物に該当しないこととなった場合における届出は、特定建築物非該当届（様式第3号）によるものとする。

(管理事業登録の申請)

第4条 法第12条の2第1項の規定による登録の申請は、登録申請書(様式第4号)により行うものとする。

2 前項の登録申請書には、省令第31条第2項から第9項までに規定する書類のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 建築物空気環境測定業及び建築物環境衛生総合管理業にあつては、浮遊粉じん測定器の較正済票の写し

(2) 営業所の所在を明らかにする図面

(3) その他市長が必要と認める書類及び図面

(登録事項の変更の届出等)

第5条 省令第33条第1項の規定による登録事項に変更があつた場合における届出は、登録事項変更届(様式第5号)によるものとする。

2 省令第33条第1項の規定による登録に係る事業を廃止した場合における届出は、登録事業廃止届(様式第6号)によるものとする。

(特定建築物関係資料提出依頼書等)

第6条 法第13条第2項の規定による資料の提出の請求は、特定建築物関係資料提出依頼書(様式第7号)によるものとする。

2 前項の依頼書により資料の提出を求められた者は、特定建築物関係資料報告書(様式第8号)により当該資料を提出するものとする。

附 則

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和5年3月31日規則第20号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。